

監 査 報 告 書

令和7年5月23日

学校法人 創価学園
理 事 会
評議員会 御中

学校法人 創価学園

監 事 尾 崎 圭 治



監 事 佐 藤 康 則



私たちは、学校法人創価学園の監事として、旧私立学校法（令和5年5月8日施行）第37条第3項及び旧寄附行為第21条の定めに基づいて同学園の令和6年度（令和6年4月1日から令和7年3月31日まで）における財産目録及び計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表及び収益事業に係る貸借対照表、損益計算書）を含め、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査を行いました。

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧するなど必要と思われる監査手続を実施しました。

監査の結果、私たちは学校法人創価学園の業務に関する決定及び執行は適切であり、令和7年3月31日現在の財産目録及び計算書類は、会計帳簿の記載と合致し、法人の財産及び資金・事業活動収支の状況を正しく示しているものと認めます。又、学校法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況に関し、不正の行為又は法令若しくは旧寄附行為に違反する重大な事実はないものと認めました。

以 上